

Press Release

各 位

三菱UFJ投信株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

**ネット証券専用ファンドシリーズ 日本応援株ファンド(日本株)
(愛称:スマイル・ジャパン)の寄付金(第4回目)について**

2013年6月5日、当ファンドが第4回目(最終回)の決算を迎えたことに伴い、ご負担頂いた運用管理費用(信託報酬)のうち、委託会社の取り分(※)の中から1,686,084円を、東日本大震災からの復興支援の目的で、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各県に寄付いたしました(第1回目:960,298円、第2回目:1,231,249円、第3回目:1,199,542円、総額:5,077,173円)。なお、配分額については、日本赤十字社の各県への義援金送金額の合計(平成25年4月12日時点)を基に算出しております。

(目論見書の記載から抜粋)

※ 三菱UFJ投信株式会社(委託会社)は、販売会社と合意の上、2011年7月11日から2013年6月5日までの期間において、委託会社が受け取る運用管理費用(信託報酬)のうち、ファンドの日々の純資産総額に対し年0.46%を乗じて得た金額を東日本大震災からの復興支援の目的で寄付します。なお、寄付行為自体は委託会社が行いますが、その原資の半分は販売会社が収受すべき運用管理費用(信託報酬)の一部を減額し委託会社が受け取ることにより形成されています。寄付先は、被災地域の県庁等に設置された寄付金の公的な受付窓口、NPO(民間非営利団体)などから、委託会社が寄付の時期とあわせて決定いたします。また、寄付金額等は将来変更になる場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

市場リスク



(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク



組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク



有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入	購 入 単 位	販売会社が定める単位 > 販売会社にご確認ください。
	購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購 入 代 金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換 金	換 金 単 位	販売会社が定める単位 > 販売会社にご確認ください。
	換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額
	換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 制 限 等	申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
	購 入 の 申 込 期 間	2012年9月5日から2013年9月4日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	信 託 期 間	2016年6月3日まで(2011年7月11日設定)
	繰 上 償 還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 ・ 分 配	決 算 日	毎年6・12月の各5日(休業日の場合は翌営業日)
	収 益 分 配	年2回の決算時に分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
そ の 他	信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
	公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。 ただし、2013年6月21日以降は、以下の通り変更される予定です。 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運 用 報 告 書	毎決算後および償還後に運用報告書が作成され、販売会社を通じて知っている受益者に交付されます。
	課 税 関 係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 原則として、益金不算入制度・配当控除の適用が可能です。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
購入時												
購入時手数料	ありません。											
換金時												
信託財産留保額	ありません。											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
保有期間中												
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額 × 年1.05% (税抜 年1%)											
	配分											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計算期間</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011年7月11日～2013年6月5日</td> <td>年0.7245%*</td> <td>年0.2415%</td> <td>年0.084%</td> </tr> <tr> <td>2013年6月6日～信託期間終了日</td> <td>年0.483%</td> <td>年0.483%</td> <td>年0.084%</td> </tr> </tbody> </table>	計算期間	委託会社	販売会社	受託会社	2011年7月11日～2013年6月5日	年0.7245%*	年0.2415%	年0.084%	2013年6月6日～信託期間終了日	年0.483%	年0.483%
計算期間	委託会社	販売会社	受託会社									
2011年7月11日～2013年6月5日	年0.7245%*	年0.2415%	年0.084%									
2013年6月6日～信託期間終了日	年0.483%	年0.483%	年0.084%									
その他の費用・手数料	<p>売買委託手数料等、監査費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>											

※ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

※ 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限りです。)には消費税等相当額が含まれます。

※ 投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※ 上記は、2013年1月1日現在のものです。2014年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当社の許可無く、当資料を複製または再配布することは出来ません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、株式等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化等の影響(外貨建資産に投資する場合は為替変動リスクもあります)により基準価額は変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金および運用成果等が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。

以上